

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第40回 (R5.10.23)

資料3

自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、 地域生活支援拠点等に係る報酬・基準について《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

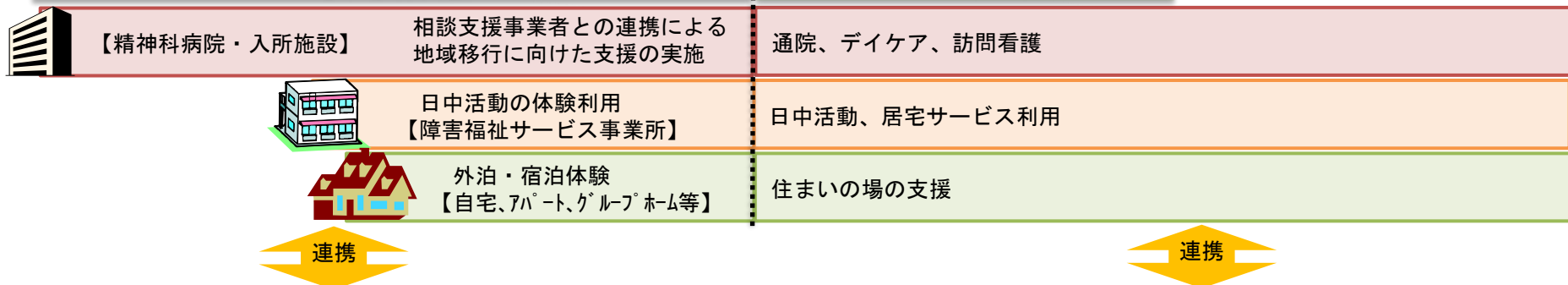
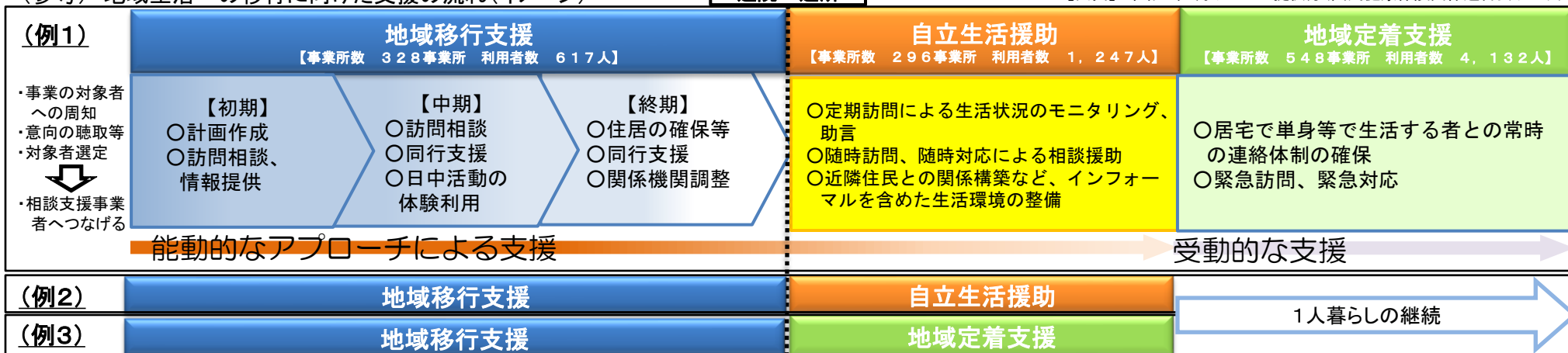
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和5年4月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

自立生活援助の概要

○対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

○サービス内容

- 一定の期間(1年間※)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。
- ※ 市町村審査会における個別審査を経て必要性が認められる場合は、更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 地域生活支援員1以上 (25:1が標準)
- ※ サービス管理責任者と地域生活支援員の兼業は可能

○報酬単価(令和3年4月～)

■基本報酬

<p>自立生活援助サービス費(Ⅰ) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援員30:1未満 [1,558単位] ・地域生活支援員30:1以上 [1,090単位] 	<p>自立生活援助サービス費(Ⅱ) (Ⅰ)以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援員30:1未満 [1,166単位] ・地域生活支援員30:1以上 [817単位]
--	---

■主な加算

<p>緊急時支援加算(Ⅰ) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合 711単位/日</p> <p>緊急時支援加算(Ⅱ) 緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合 94単位/日</p>	<p>居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月</p> <p>地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回</p>	
<p>同行支援加算</p> <ul style="list-style-type: none"> 月2回まで 500単位/月 月3回 750単位/月 月4回以上 1,000単位/月 	<p>ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月</p>	<p>日常生活支援情報提供加算 ※月1回を限度 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位/回</p>

○事業所数

296 (国保連令和 5 年 4 月実績)

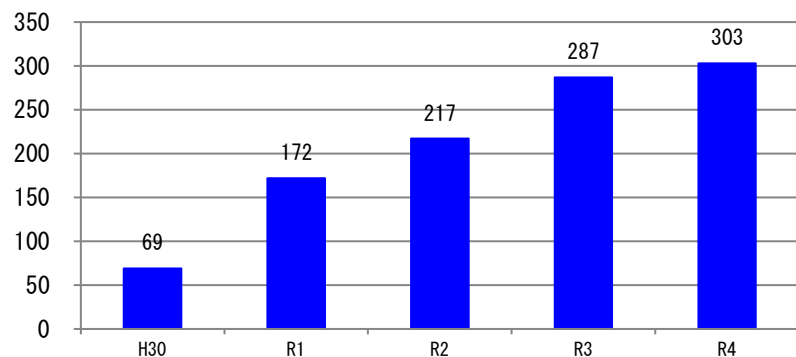
○利用者数

1,247 (国保連令和 5 年 4 月実績)

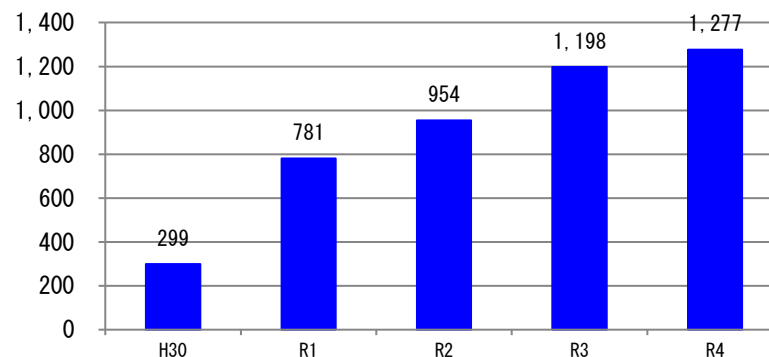
自立生活援助の現状①

- 令和4年度の費用額は約3億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数は微増している。

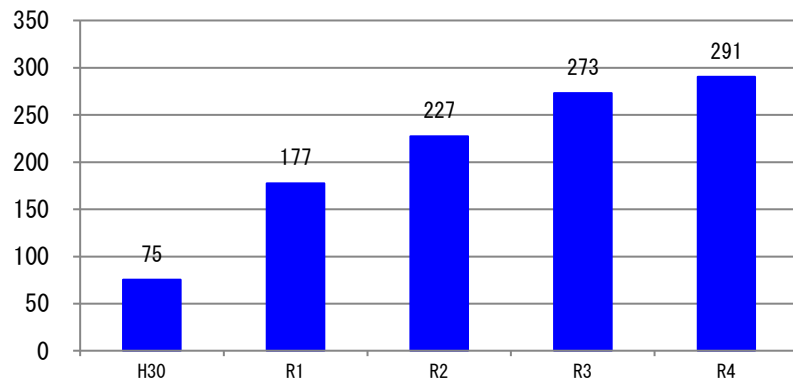
費用額の推移(百万円)



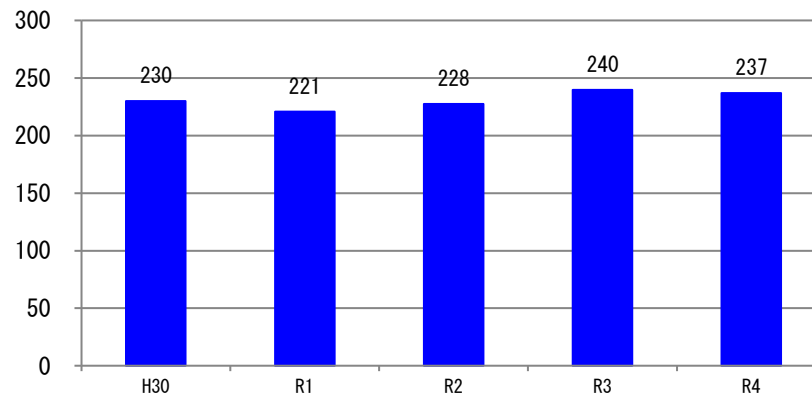
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人当たり事業費(千円)

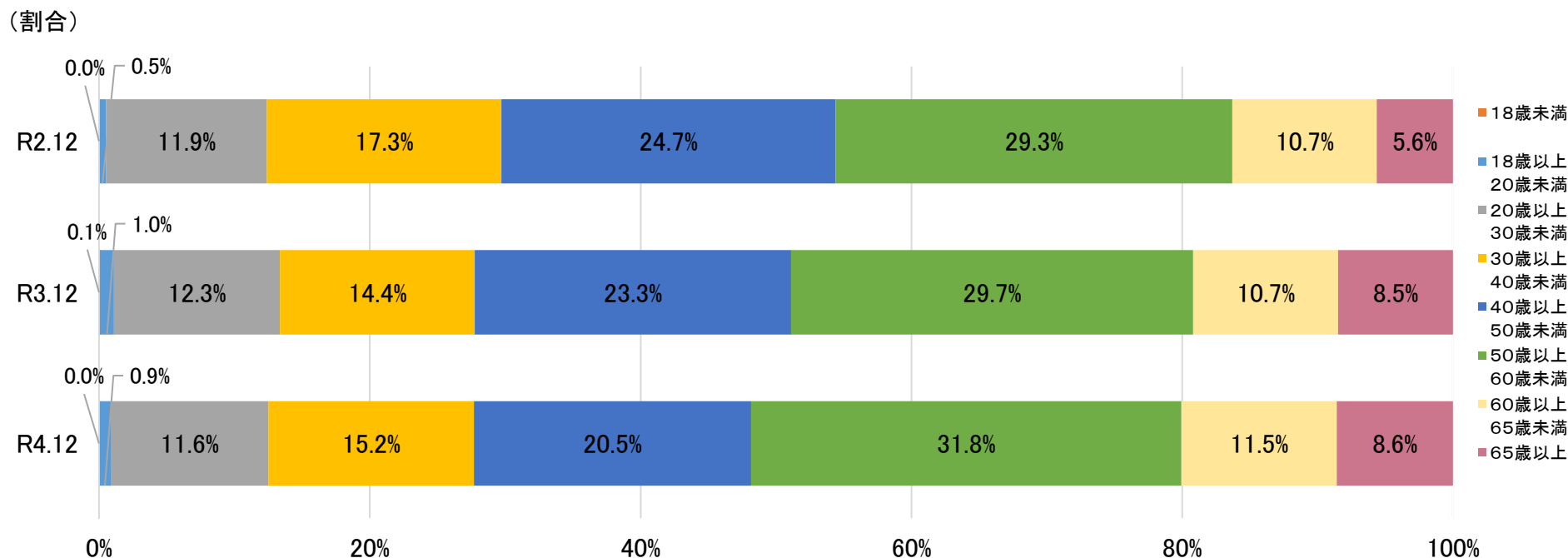


自立生活援助の現状②

○ 全ての年代において利用者数が増加している。

○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R2.12	976人	0人	5人	116人	169人	241人	286人	104人	55人
R3.12	1,272人	1人	13人	156人	183人	297人	378人	136人	108人
R4.12	1,271人	0人	11人	148人	193人	260人	404人	146人	109人



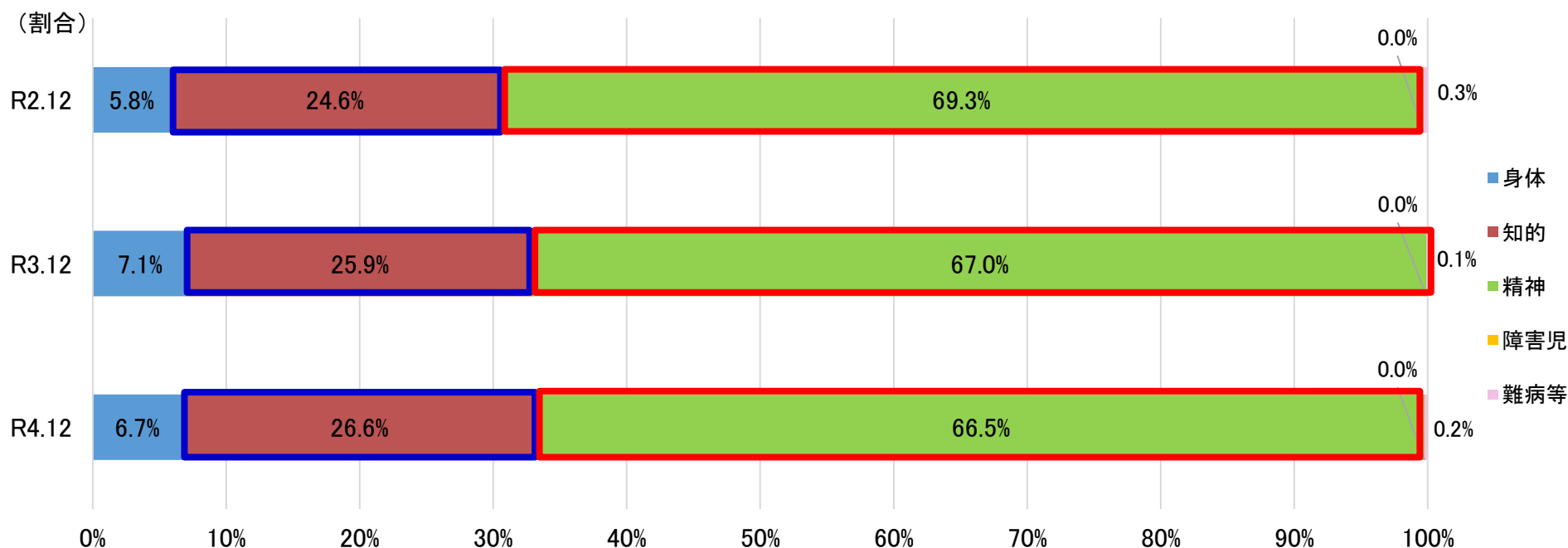
※出典：国保連データ

自立生活援助の現状③

○ 精神障害者の利用割合が6割以上、知的障害者の利用割合が2割以上を占めている。

○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R2.12	976人	57人	240人	676人	0人	3人
R3.12	1,272人	90人	329人	852人	0人	1人
R4.12	1,271人	85人	338人	845人	0人	3人



※出典：国保連データ

地域移行支援の概要

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
 - ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費 (Ⅰ)	3,504単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅱ)	3,062単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅲ)	2,349単位/月

(Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(Ⅱ)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	

○ 事業所数

328 (国保連令和 5年 4月実績)

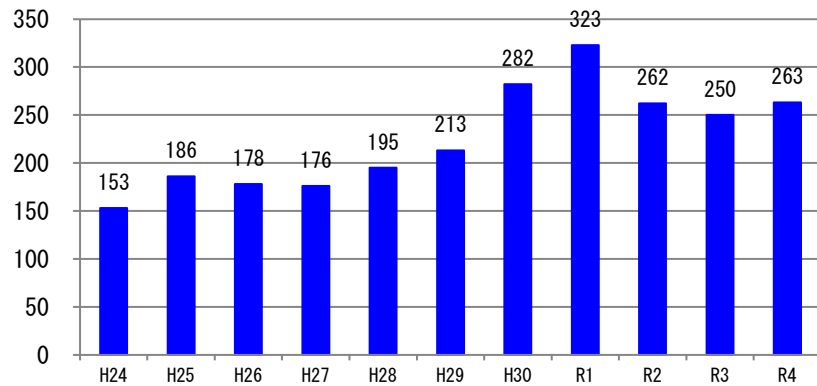
○ 利用者数

617 (国保連令和 5年 4月実績)

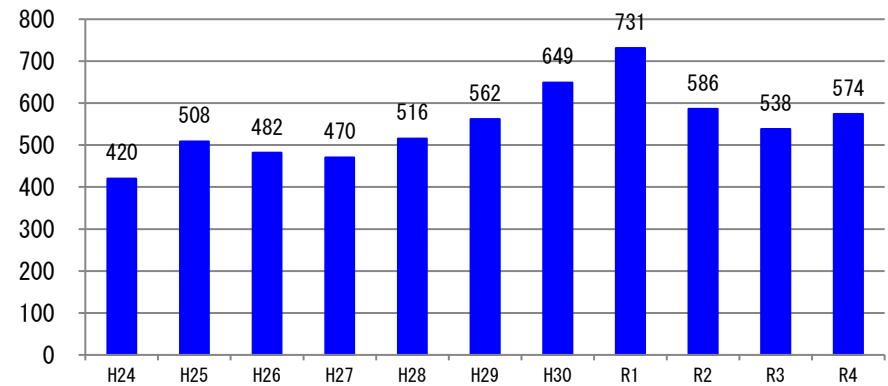
地域移行支援の現状①

○ 令和4年度の費用額は約2.6億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%を占めている。

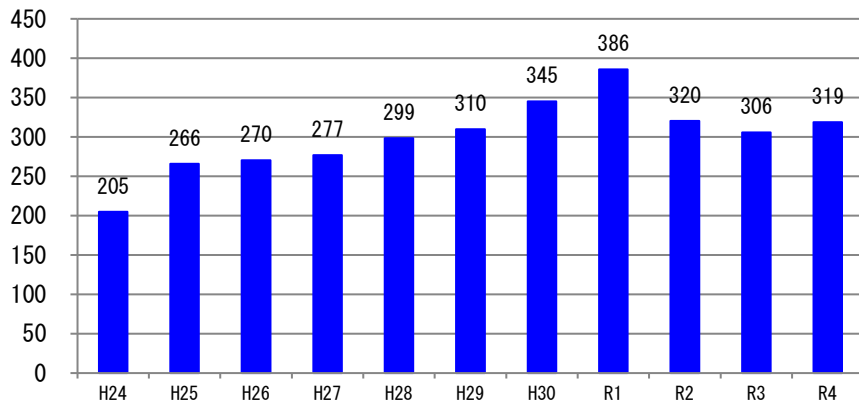
費用額の推移(百万円)



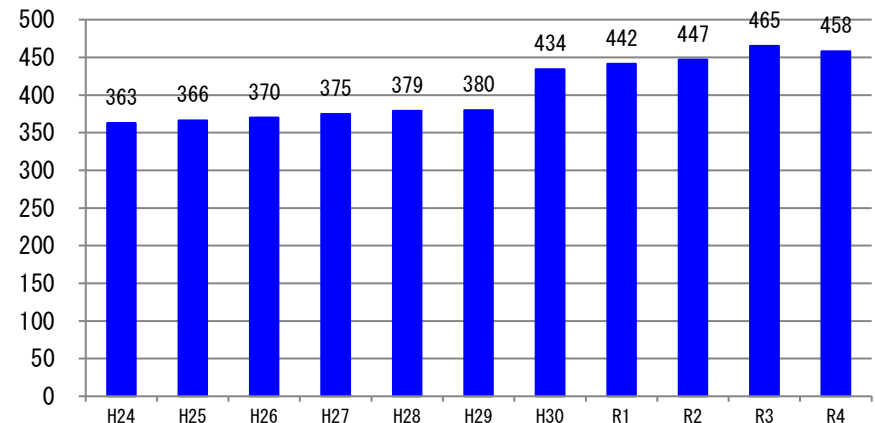
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人当たり事業費(千円)



※出典:国保連データ

地域移行支援の現状②

○ 40歳以上の利用割合が約8割を占めている。

○障害支援区別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R2.12	630人	5人	7人	58人	76人	158人	192人	80人	54人
R3.12	606人	1人	12人	46人	79人	139人	209人	66人	54人
R4.12	587人	4人	12人	45人	73人	150人	184人	70人	49人

(割合)



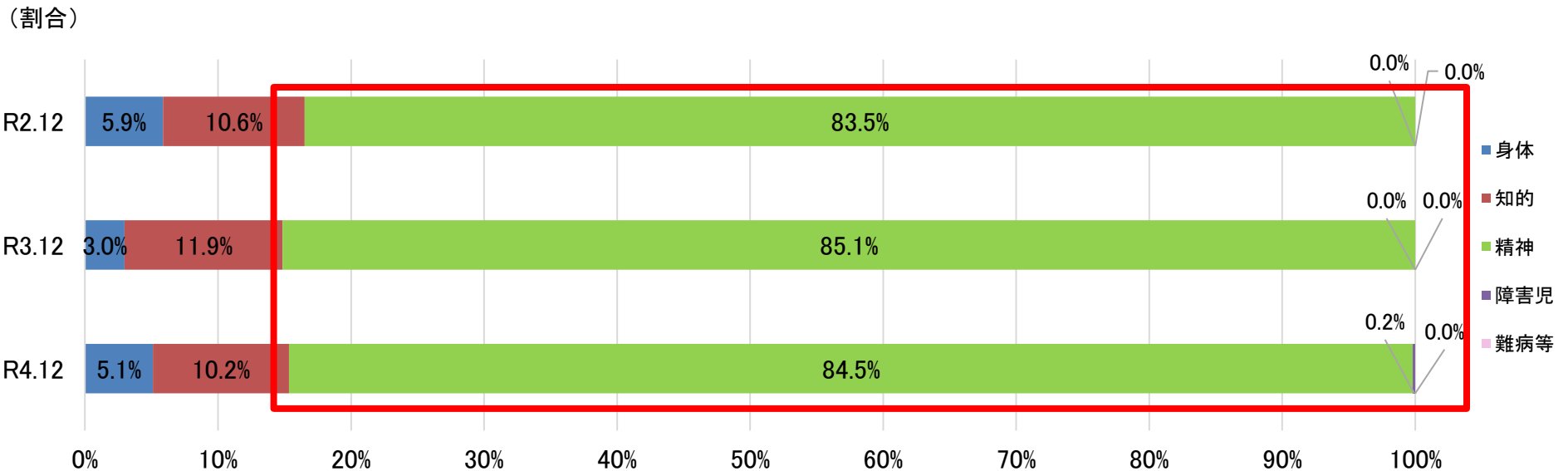
※出典: 国保連データ

地域移行支援の現状③

○ 精神障害者の利用割合が8割以上を占めているが、ここ数年利用者数は減少傾向にある。

○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R2.12	630人	37人	67人	526人	0人	0人
R3.12	606人	18人	72人	516人	0人	0人
R4.12	587人	30人	60人	496人	1人	0人



※出典：国保連データ

地域定着支援の概要

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 居宅において単身で生活する障害者
 - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費	体制確保費	306単位／月（毎月算定）
	緊急時支援費（Ⅰ）	712単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
	※地域生活支援拠点等の場合	+50単位／日
	緊急時支援費（Ⅱ）	95単位／日（緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定）

■ 主な加算

日常生活支援情報提供加算

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回

○ 事業所数

548（国保連令和 5年 4月実績）

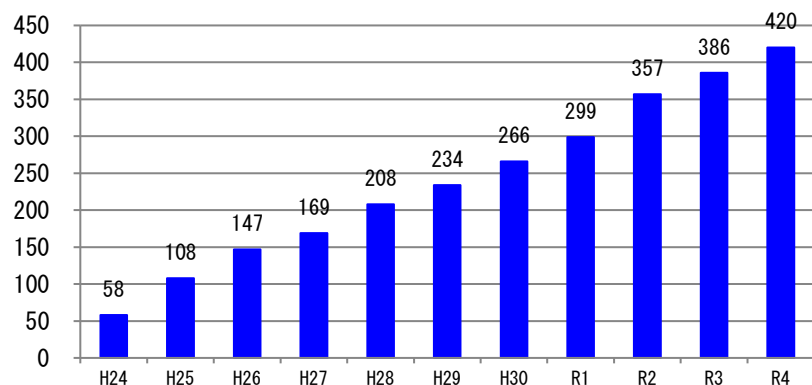
○ 利用者数

4,132（国保連令和 5年 4月実績）

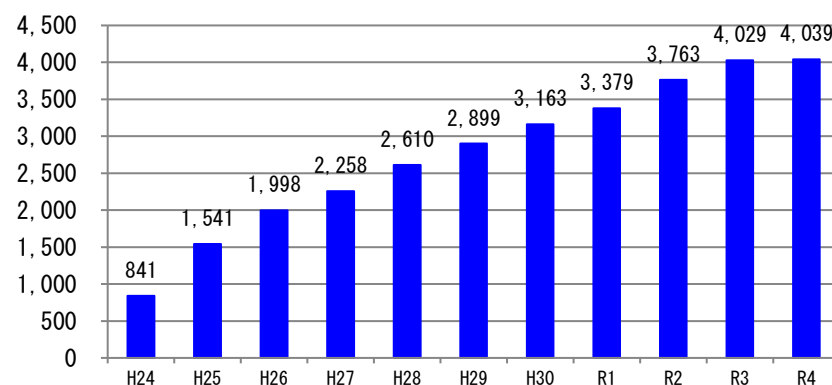
地域定着支援の現状①

- 令和4年度の費用額は約4.2億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の0.01%を占めている。
- 費用額及び利用者数については、毎年度増加している。

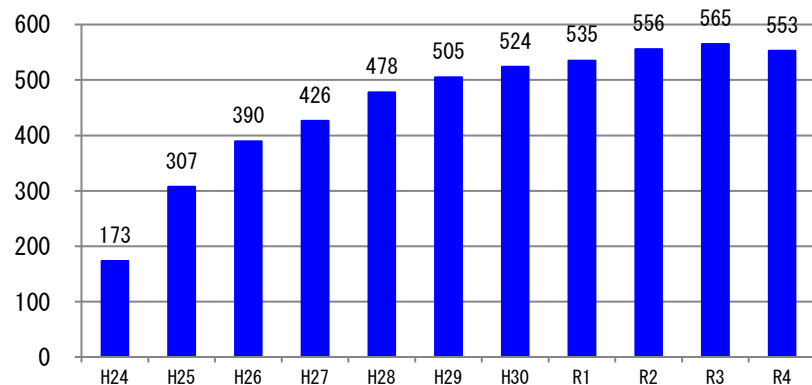
費用額の推移(百万円)



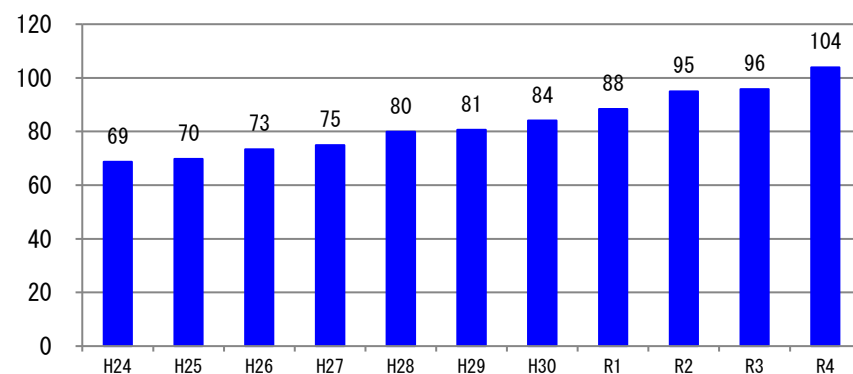
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人当たり事業費(千円)



※出典:国保連データ

地域定着支援の現状②

○ 50歳以上の利用者数は毎年度増加している。

○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
R2.12	3,851人	3人	28人	317人	502人	881人	1,178人	543人	399人
R3.12	4,090人	2人	18人	341人	533人	909人	1,257人	581人	449人
R4.12	4,043人	2人	22人	325人	513人	808人	1,297人	581人	495人

(割合)



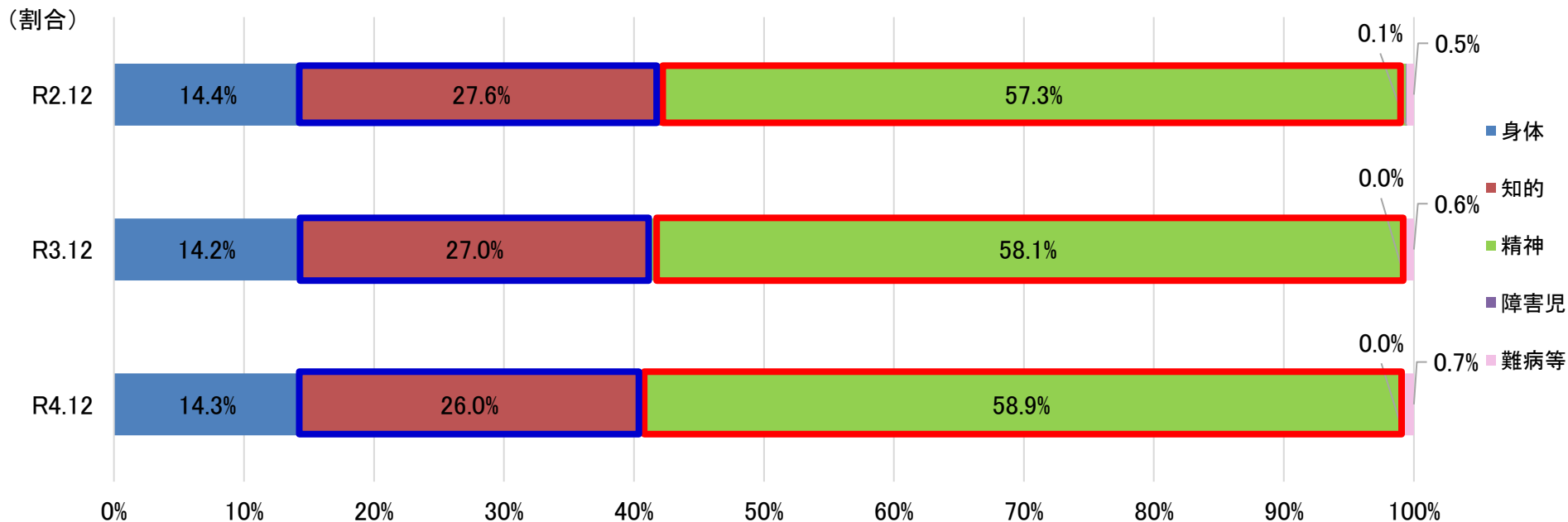
※出典：国保連データ

地域定着支援の現状③

- 精神障害者の利用割合が約6割を占めている。
- 知的障害者の利用割合が2割以上を占めている。

○障害支援区分別の利用者の推移

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等
R2.12	3,851人	556人	1,064人	2,208人	2人	21人
R3.12	4,090人	582人	1,105人	2,376人	2人	25人
R4.12	4,043人	579人	1,052人	2,381人	1人	30人



※出典：国保連データ

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

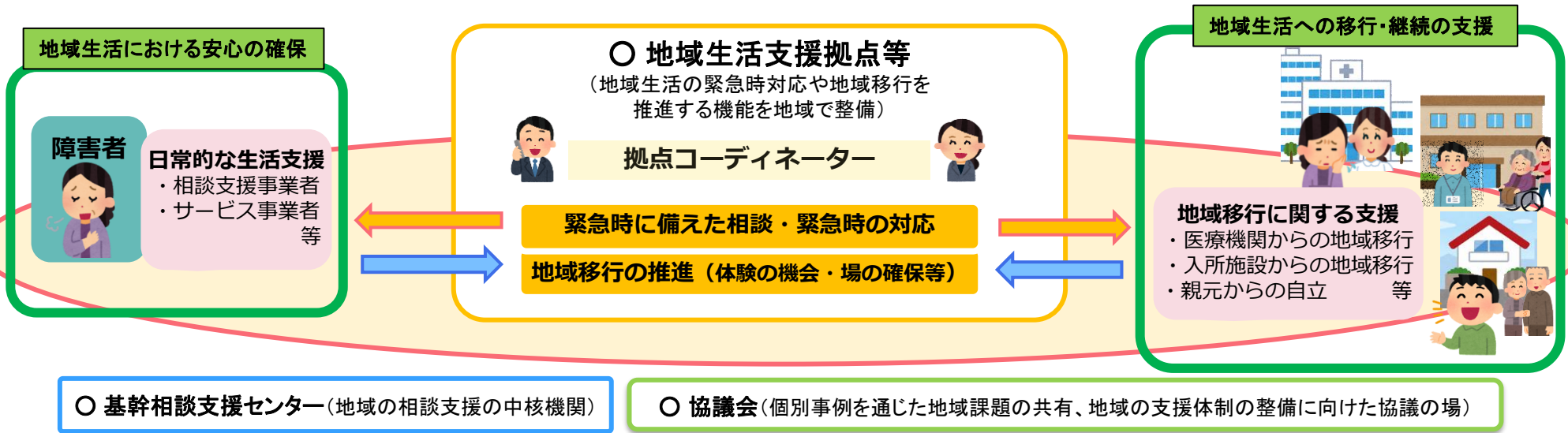
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和4年4月1日時点)

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和4年4月1日時点で、1048市町村において整備されている。
 (全国の自治体数: 1741市町村) ※令和3年4月1日時点整備状況 921市町村 ※ 障害福祉課調べ

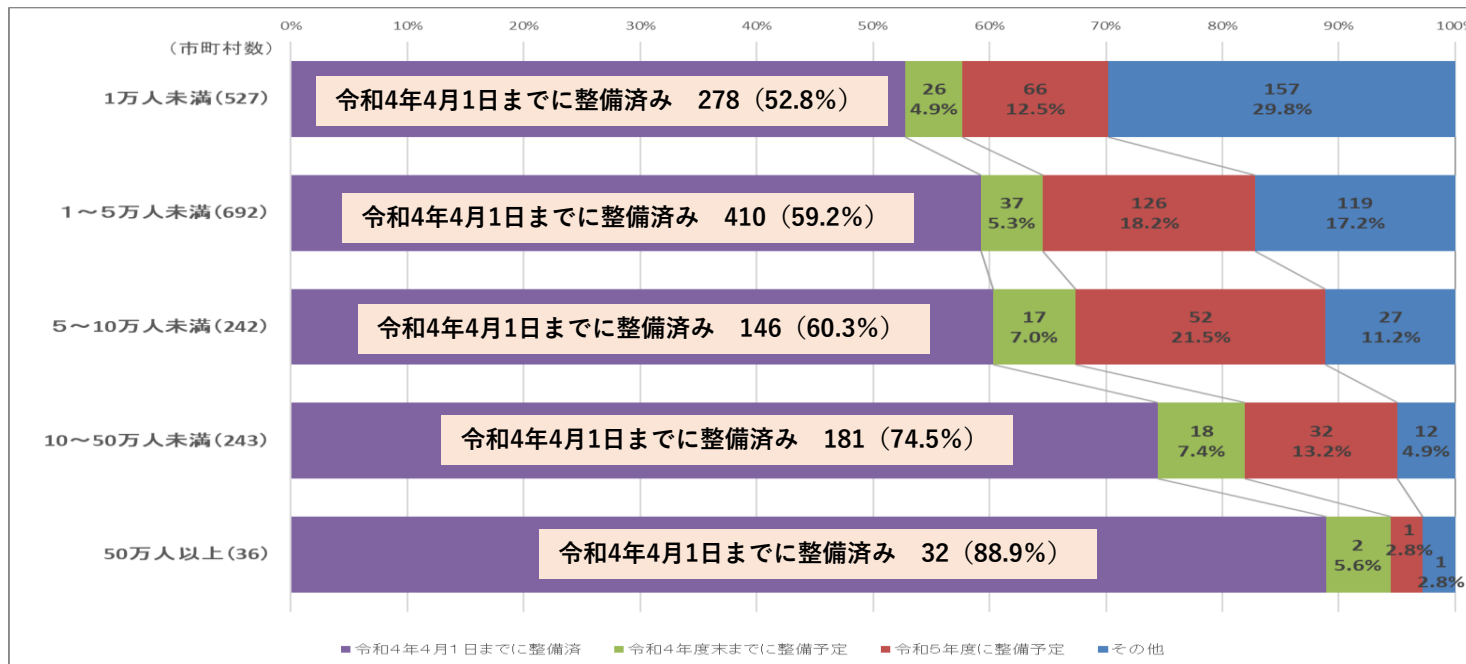
① 地域生活支援拠点等の整備数(全国1741市町村の状況)

令和4年4月1日時点で整備済み	1048市町村 (60.2%) ※圏域を単位とする共同整備: 136圏域562市町村
令和4年度末までに整備予定	100市町村 (5.7%)
令和5年度に整備予定	277市町村 (15.9%)
その他	316市町村 (18.2%)

② 整備類型について(左記1048市町村の状況)

多機能拠点整備型	37市町村 (3.5%)
面的整備型	929市町村 (88.6%)
多機能拠点整備型 +面的整備型	81市町村 (7.7%)
その他の整備類型	1市町村 (0.1%)

地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況(市町村数及び割合)



障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成6年4月～）（抄）

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、 地域生活支援拠点等に係る論点

(共通項目)

論点 1 対象者の明確化について

(自立生活援助)

論点 2 集中的に支援が必要な対象者に支援を行った際の評価について

論点 3 人員配置基準等の弾力化について

論点 4 提供主体の拡充について

(地域生活支援拠点等)

論点 5 地域生活支援拠点等の機能の充実について

【論点1】対象者の明確化について

現状・課題

- 自立生活援助及び地域定着支援の対象者は、
 - ・ 地域において一人暮らしをしている障害者
 - ・ 同居する家族が障害、疾病等により支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者とされている。
- 一方、障害者部会報告書において、「同居する家族がいる場合は家族による支援が見込まれない場合であっても支給決定がなされにくい実態があるといった指摘がある。同居する家族がいる場合を含め、自立生活援助・地域定着支援による支援を必要とする障害者に対して、市町村が個々の状況に応じて適切に支給決定するための方策を検討すべきである。」との指摘がある。

検討の方向性

- 障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族に疾病、障害等のない場合であっても、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに、手厚い支援が必要となる場合については、自立生活援助及び地域定着支援の対象者を明確化することを検討してはどうか。
- 地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等について、同居する家族が障害、疾病等でない場合であっても、地域生活を営むための支援を必要としている者はサービスの対象とすることを検討してはどうか。

○ 自立生活援助

障害者総合支援法 第五条

16 この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の主務省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、主務省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。

障害者総合支援法施行規則

第六条の十の五 法第五条第十六項に規定する主務省令で定める障害者は、居宅における自立した日常生活を営むために自立生活援助において提供される援助を要する障害者であつて、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にあるものとする。

○ 地域定着支援

障害者総合支援法 第五条

21 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の主務省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の主務省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。

障害者総合支援法施行規則

第六条の十三 法第五条第二十一項に規定する主務省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

【論点2】集中的に支援が必要な対象者に支援を行った際の評価について

現状・課題

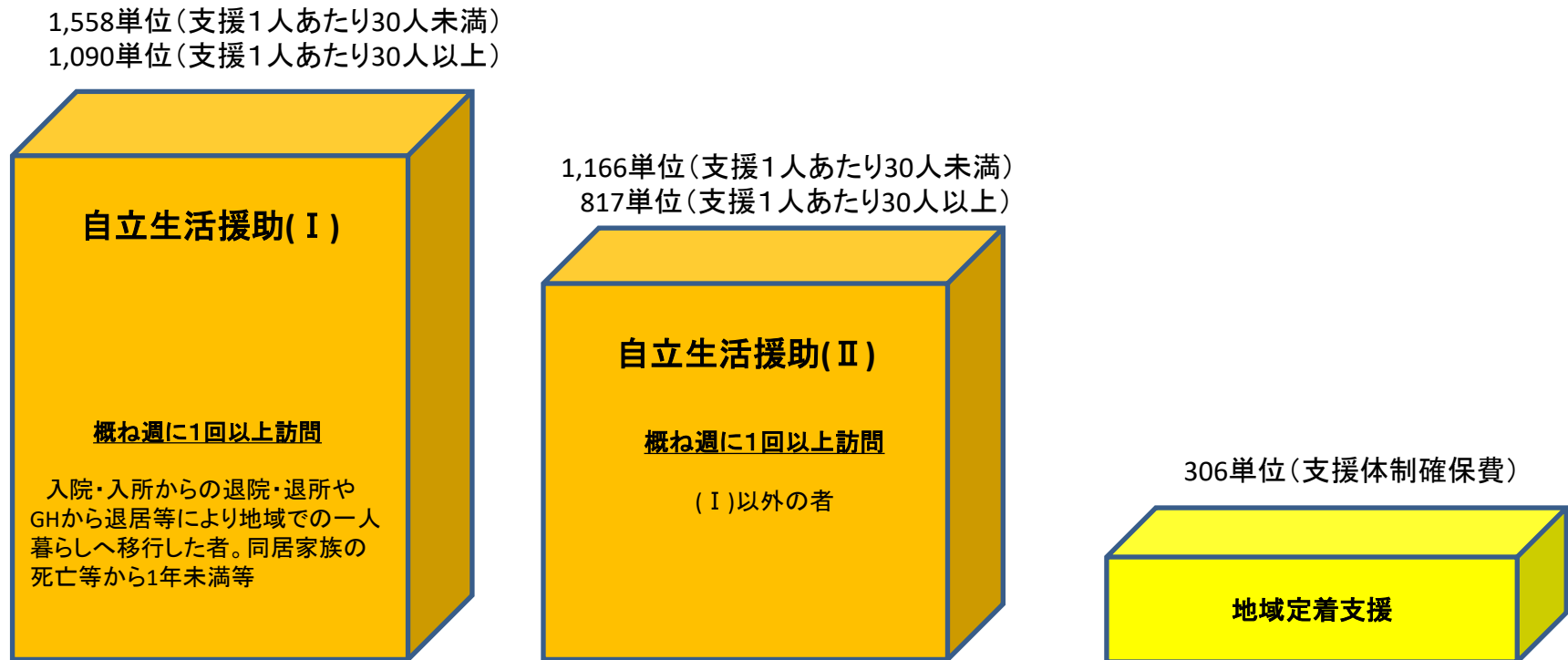
- 自立生活援助は利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報提供や助言、相談等の支援を行うため、指定基準において、おおむね週1回以上、当該利用者の居宅を訪問することを求めている。
 - ※ 月途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては、定期的な訪問による支援を月2回以上行うことを要件としている。
- 自立生活援助は、入院・入所等からの地域移行、親元からの自立、家族との死別といった本人の生活環境が大きく変化する際に、訪問等による濃密な支援が行われることに期待がある一方で、事業者数は大きく伸びていない現状がある。
- 障害者部会報告書において、「対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、自立生活援助の報酬を対象者の状況に応じてきめ細やかに設定するとともにICTの活用による効果的な支援・・・について検討すべき」との指摘があった。

検討の方向性

- 利用者の支援の必要性に応じて、概ね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する評価を検討してはどうか。
- また、円滑な地域移行を見据えた効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用して切れ目のない支援をした場合の評価を検討してはどうか。

自立生活援助と地域定着支援の現状

(論点2参考資料①)



自立生活援助の訪問による支援の頻度（緊急時以外）

（論点2参考資料②）

利用開始直後1か月間の
訪問による支援頻度（緊急時以外）

	件数	割合
0回	50	9.8%
1回	12	2.3%
2回	161	31.4%
3回	45	8.8%
4回	139	27.1%
5回	27	5.3%
6回	16	3.1%
7回	4	0.8%
8回	20	3.9%
9回	1	0.2%
10回以上	13	2.5%
無回答	24	4.7%
合計	512	100.0%

6回以上
の合計
10.5%

利用終了/更新直前1か月間の
訪問による支援頻度（緊急時以外）

	件数	割合
0回	70	16.4%
1回	13	3.0%
2回	126	29.5%
3回	37	8.7%
4回	100	23.4%
5回	13	3.0%
6回	8	1.9%
7回	2	0.5%
8回	9	2.1%
9回	0	0.0%
10回以上	6	1.4%
無回答	43	10.1%
合計	427	100.0%

6回以上
の合計
5.9%

参考：令和4年度障害者総合福祉推進事業

「自立生活援助・地域定着支援・共同生活援助の支援の実態把握のための調査研究」

【論点3】 人員配置基準の弾力化について

現状・課題

- 自立生活援助は、他の日中活動系サービスとは異なり、人員配置基準としてサービス管理責任者を30：1で配置することを求めている一方、柔軟な事業運営を行うことが可能となるよう、地域生活支援員等、他の職務との兼務を認める取扱いとしている。
- 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に配置された相談支援専門員等は、自立生活援助事業所の業務と兼務することが認められているが、相談支援専門員がサービス管理責任者と兼務する場合には、いずれの要件をも満たす者を配置しなければならず、サービスが十分に広がらない原因の一つとの指摘がある。
- 障害者部会報告書において、「地域移行支援、地域定着支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備の促進の観点から、相談支援事業者が取り組みやすくなるよう、自立生活援助の人員基準の在り方について検討すべきである。」との指摘がある。

検討の方向性

- 相談支援事業所において提供される地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備の促進の観点から、併設する相談支援事業所において地域相談支援の業務に従事している相談支援専門員を配置することで基準を満たすとする取扱いを検討してはどうか。
- また、サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、他の日中活動系事業サービスと同様に、配置基準を60：1とすることを検討してはどうか。

経緯、概要

- サービス管理責任者については、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられた。配置にあたっては、一定期間の実務経験及び研修の修了の双方が必要。

配置基準

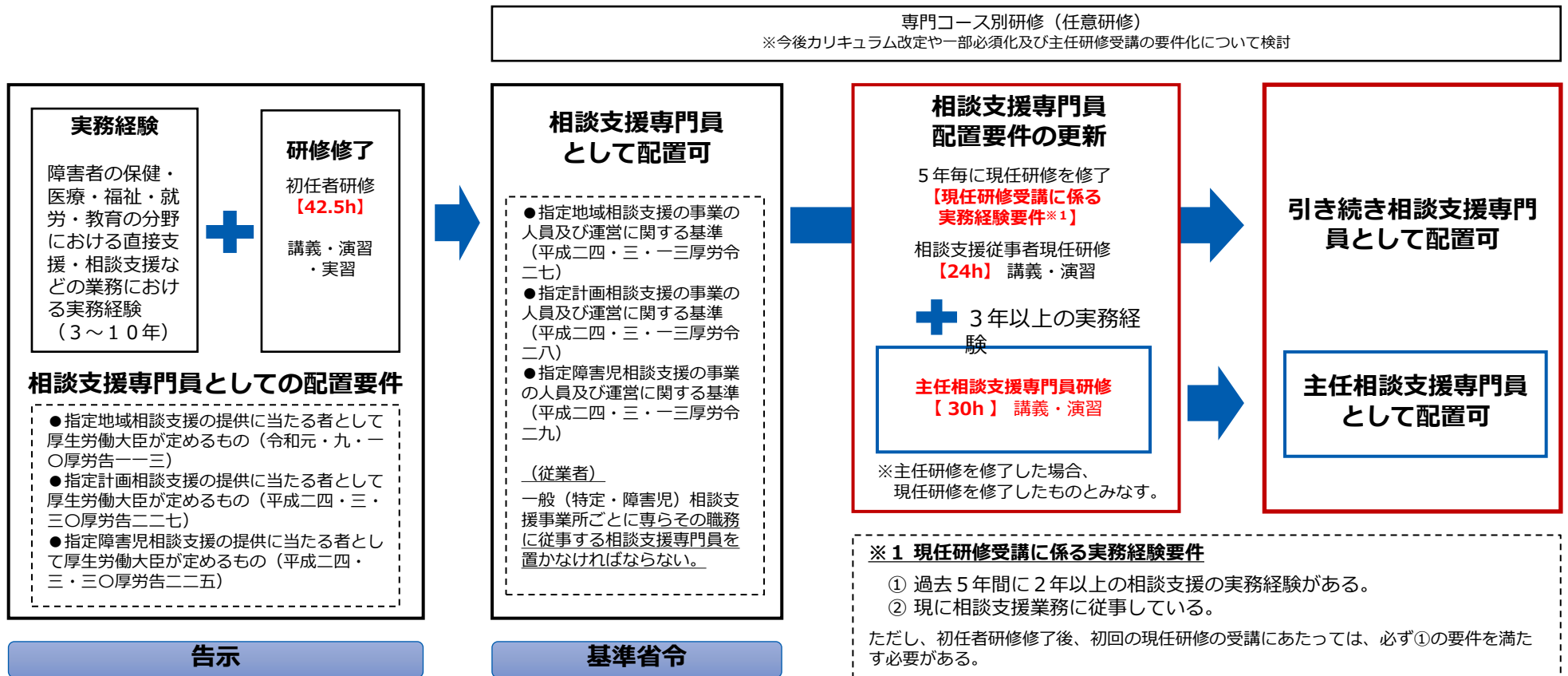
- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人（1名以上は常勤）
※利用者数61以上：1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - グループホーム、自立生活援助・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上：1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置（1名以上は常勤）
- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者については、原則職種間の兼務は不可（グループホーム及び自立生活援助は、世話人又は生活支援員との兼務が可能）

養成状況

- 平成18年度から令和3年度までの間のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修修了者の合計は、283,894人（令和元年度よりカリキュラムを見直し分野を統合しており、令和元年度以降は基礎研修修了者数を算入。令和3年度基礎研修修了者：20,495人、実践研修修了者：5,235人、更新研修修了者：20,377人）。

相談支援専門員制度について

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



【論点4】実施主体の拡充について

現状・課題

- 自立生活援助の実施主体については、利用者の状況を熟知している者を要件として、適切かつ効果的なサービスが提供できるよう、指定基準において、訪問系若しくは居住系の障害福祉サービス事業者（施設）又は相談支援事業者であることを要件としている。
- 障害者部会報告書において、自立生活援助の創設後、サービスが十分に行き渡っていないとの指摘や、居住支援法人の自立生活援助事業者等としての指定を推進していく必要があるとの指摘があった。

検討の方向性

- 自立生活援助の整備をより一層促進し、障害者が希望する一人暮らし等の住宅確保の支援を推進する観点から、実施主体の拡充について検討してはどうか。
- 具体的には、障害福祉サービス事業所等以外であっても、例えば、社会福祉協議会や、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人など、障害者の支援に一定の知識と経験を有する主体が参入することができるよう、現在指定基準において設けられている実施主体要件を見直し、多様な事業主体の参入を促すことを検討してはどうか。

自立生活援助における実施主体について

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年厚生労働省令第171号)

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第二百六条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第十四 自立生活援助

3 運営に関する基準

(1) 実施主体（基準第 206 条の 17）

指定自立生活援助は、障害者支援施設、共同生活援助を行う住居若しくは精神科病院等から退院、退所等して自立した生活を営む者又は居宅において単身等であって自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者に対して、一定の期間の中で自立した地域生活を継続していけるよう、理解力や生活力を補う観点から必要な支援を行うものであることから、当該利用者の状況を知悉する者による支援により、適切かつ効果的な指定自立生活援助が行われるよう、指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であることを要件としたものである。

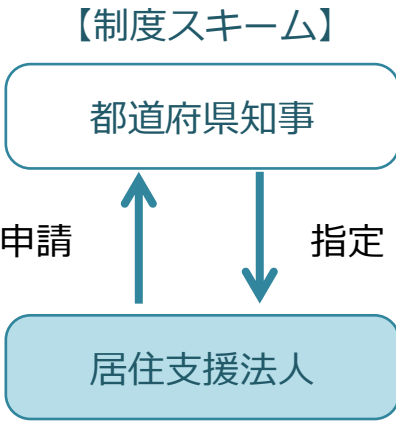
居住支援法人・居住支援協議会について

居住支援法人の概要

住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

<居住支援法人の行う業務>

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

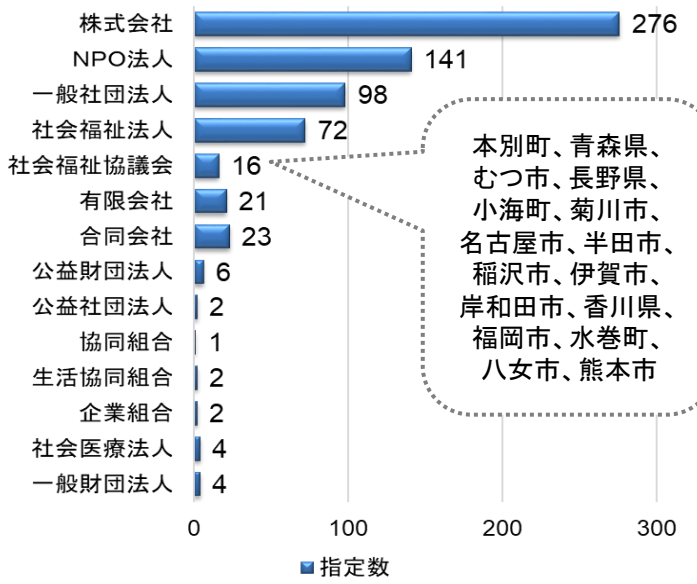


<居住支援法人に指定される法人>

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社

指定状況：668法人（R5.3末時点）

■ 法人属性別



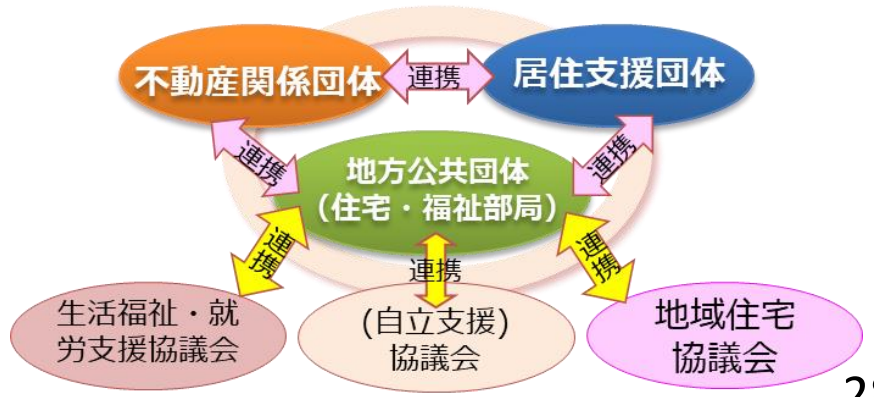
居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

<居住支援協議会による主な活動内容>

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等

設立状況：129協議会（全都道府県、87市区町）（R5.3末時点）



【論点5】地域生活支援拠点等の機能の充実について

現状・課題

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、緊急時における相談や一時的な受け入れ体制の確保、地域移行に向けたサービスの体験利用に係る調整等の機能を担っている。
- 地域生活支援拠点等については、全市町村の約6割での整備に留まっているところ。障害者総合支援法の改正により、地域生活支援拠点等を同法に位置付け、その整備に関する市町村の努力義務等を設けた。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、国の基本指針において、コーディネーターや障害福祉サービス事業所等への担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築等が盛り込まれたところであるが、コーディネーターが配置されている地域生活支援拠点等は全体の半数に満たず、障害者部会報告書において、配置の促進に向けた方策を検討すべきとの指摘がある。

検討の方向性

- 障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進について、計画相談支援や地域移行支援等のサービスを一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等の委託を受けた相談支援事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて検討してはどうか。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、重度障害者の平時からの情報連携を整えた地域生活支援拠点等に位置付けられた短期入所事業所と同様に、平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所においても、緊急時に支援を行うことについての評価を検討してはどうか。

現状・課題

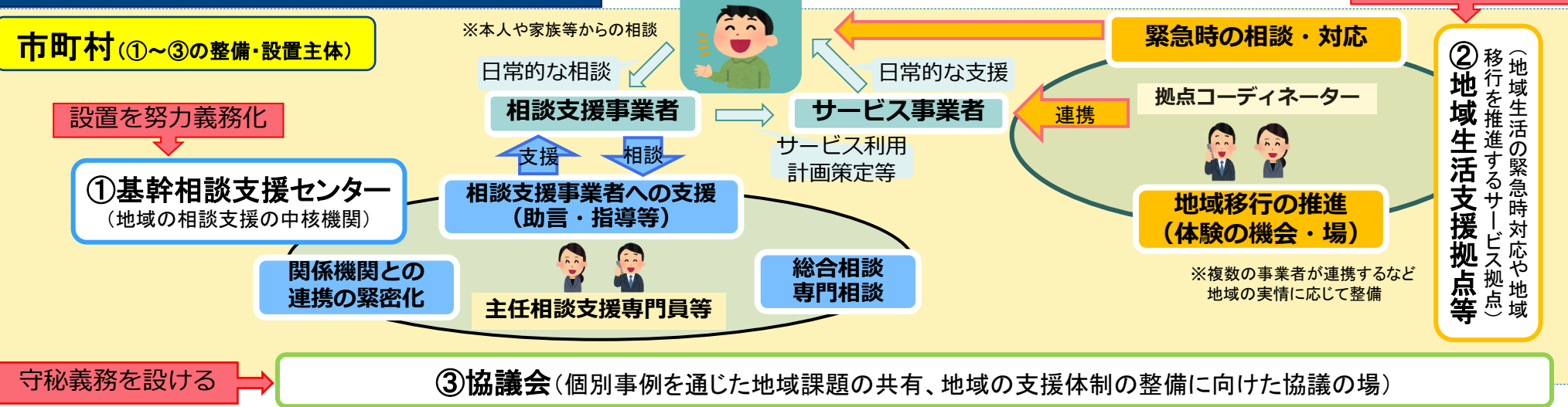
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

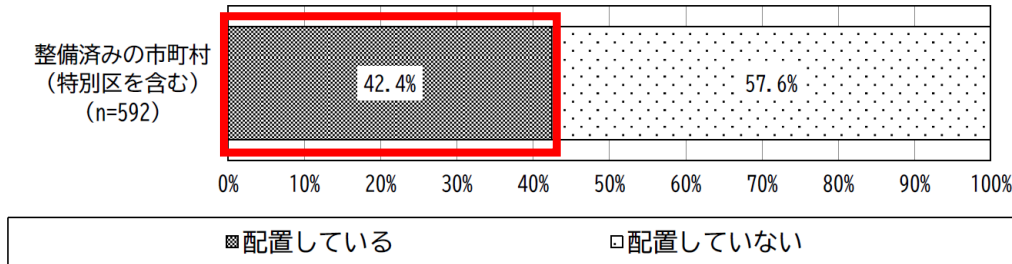
本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



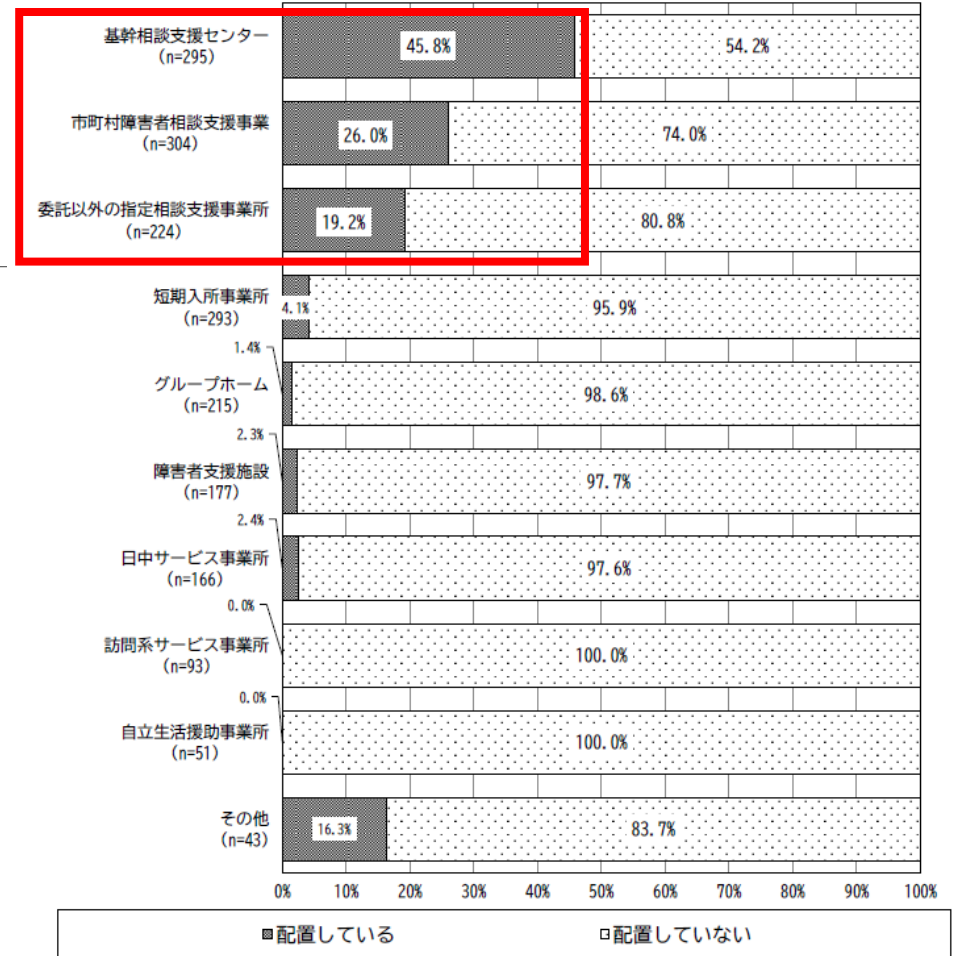
○ 地域生活支援拠点等を整備済み（令和3年10月時点）の市町村において、コーディネーターを配置しているものは全体の42.4%である。また、配置されている事業所等については「基幹相談支援センター」、「市町村障害者相談支援事業」、「委託以外の指定相談支援事業所」の順に多かった。

図表 14 整備済み市町村（特別区を含む）における拠点コーディネーターの配置の有無

[拠点コーディネーター（常勤＋非常勤、または専従＋兼務）]



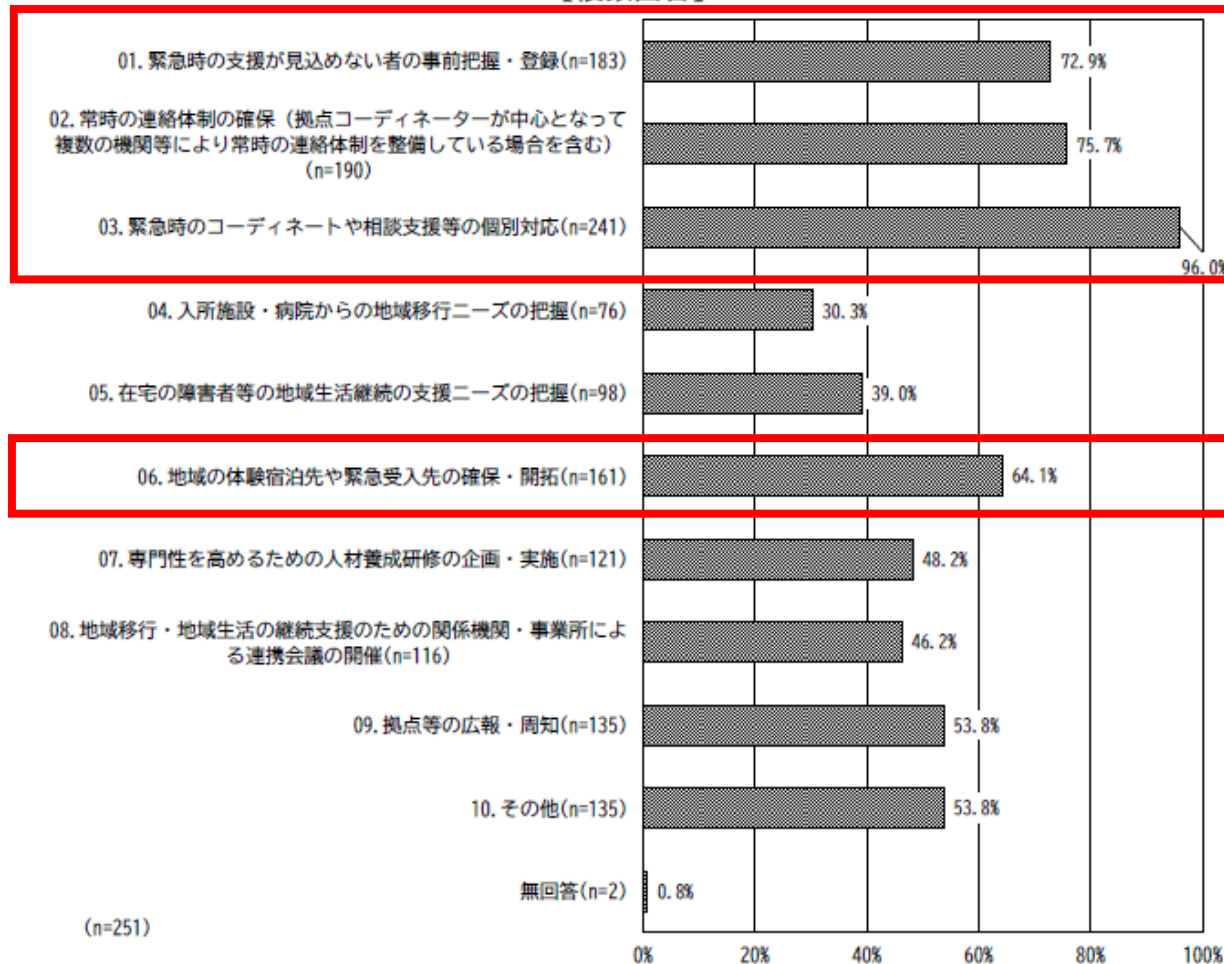
図表 21 拠点コーディネーターの配置状況



- 地域生活支援拠点等を整備済みの市町村におけるコーディネーターの業務内容については「緊急時のコーディネートや相談支援等の個別対応」、「常時の連絡体制の確保」、「緊急時の支援が見込めない者の事前把握・登録」、「地域の体験宿泊先や緊急受入先の確保・開拓」の順に多かった。

図表 16 整備済み市町村（特別区を含む）の拠点コーディネーターが担っている業務内容

【複数回答】



- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
 平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
 (全国：1,718市町村、352 圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回 (月4回を限度) 等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算 (I) 120単位/日 → 180単位/日 (利用開始日から7日間を限度) 等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日 (初日から5日目まで)
 + 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

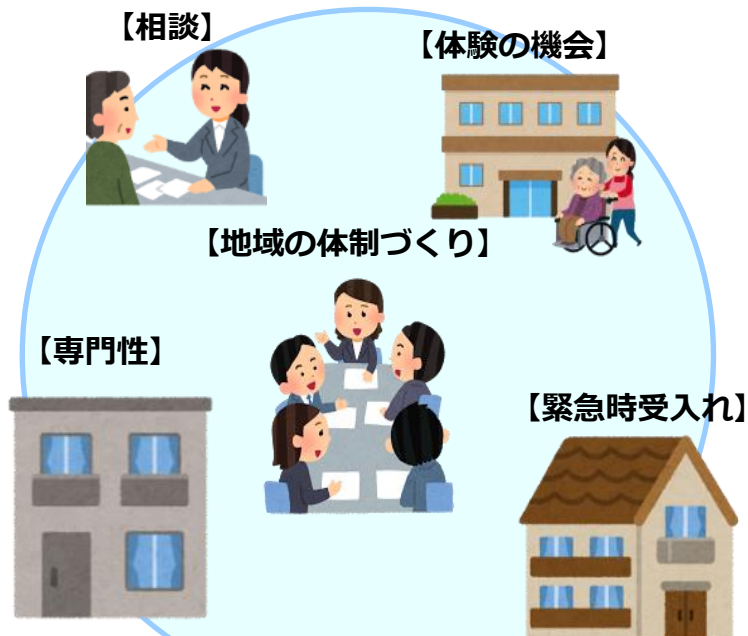
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者の配置 7単位/日 (体制加算) 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月 (月1回限度)

地域生活支援拠点等



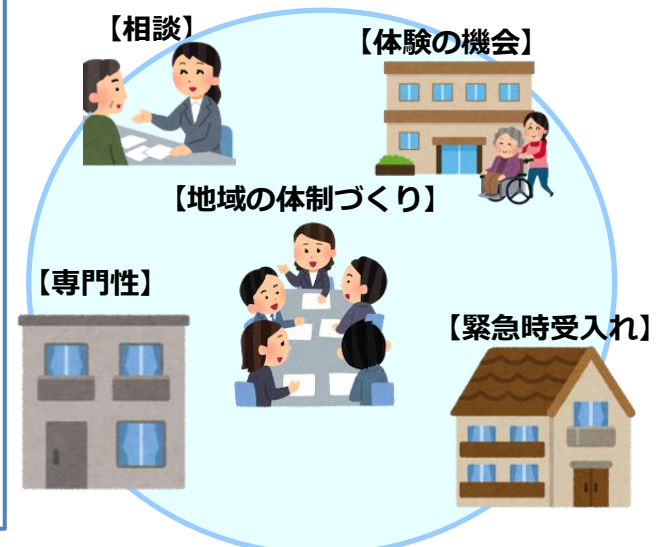
- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

<地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

(参考) 全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる
 令和2年4月時点における整備状況 468市町村 (うち、圏域整備: 65圏域268市町村)
 令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村 (うち、圏域整備: 141圏域567市町村)

地域生活支援拠点等



緊急時における対応機能の強化 (訪問系サービス等)

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算 (I) 又は緊急時支援費 (I) を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化 (短期入所)

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算 (緊急時の受入に限らない)。

【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

(参考) 地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算 (平成30年度～)

(計画相談支援・障害児相談支援) 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回 (月4回限度)、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月 (月1回限度)
 (地域移行支援) 障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

関係団体ヒアリングにおける主な意見（自立生活援助）

No	意見の内容	団体名
1	○初回加算については初月だけではなく、最低でも3ヶ月間は算定できるように見直して頂きたい。	日本相談支援専門員協会
2	○矯正施設等からの退所者に対して、社会福祉士等の専門職を配置し自立生活援助を実施した場合を評価する加算を創設頂きたい。	日本相談支援専門員協会
3	○自立生活援助と地域定着支援のサービスの段差を解消する必要がある。	全国地域で暮らそうネットワーク

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域移行支援）①

No	意見の内容	団体名
1	○精神科病院に措置入院している患者の地域移行支援について、保健所等と連携して支援した場合の加算の創設。	日本相談支援専門員協会
2	○矯正施設等からの退所者に対して、社会福祉士等の専門職を配置し地域相談支援を実施した場合を評価する加算の創設	日本相談支援専門員協会
3	○病院からの医療的ケア児・者の退院支援についても地域移行支援として対応が出来るよう対象者の拡大が必要。サービスの質としては、第3者評価機関の育成と導入による事業所への評価を求める。	全国地域生活支援ネットワーク
4	○空き家を活用して体験室を整備するとともに、使わない時は、日中一時支援などに活用することで有効に活用可能。	全国自立生活センター協議会
5	○地域移行コーディネーターについて地域のみならず施設・病院側にも配置する。	DPI日本会議
6	○地域移行における意思決定支援会議の積極的評価。	DPI日本会議
7	○施設・病院側への地域移行実現加算。	DPI日本会議
8	○自立生活支度金（敷金・礼金、家具、家電、住宅改修、福祉機器、暫定支給決定等）	DPI日本会議
9	○自立体験室、ILP活用等への費用	DPI日本会議

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域移行支援）②

No	意見の内容	団体名
10	○地域移行支援の質を高めるためには、入院者との関係性構築や意思決定支援に重点を置く必要がある。そのためには面接・同行支援の回数ではなく、入院者との信頼関係や自己決定能力の向上を評価基準とすることが望ましい。	全国精神保健福祉会
11	○地域移行支援事業所に対する相談・連絡・調整等の業務負担を減らすための報酬を設けることや、他の障害福祉サービス事業所との連携や情報共有を促進するためのガイドラインやツールを整備することが必要。	全国精神保健福祉会
12	○地域移行支援の効果や成果を明確にするために、事業所や利用者のデータやフィードバックを収集・分析し、報告・公表する仕組みを整えることが必要。	全国精神保健福祉会
13	○ICTを活用した業務管理や事務処理のシステムの導入や、事業所間や他機関との情報交換や連携をオンラインで行うことが必要。	全国精神保健福祉会

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域定着支援）

No	意見の内容	団体名
1	○セーフティネット機能として地域定着支援が更なる活用をされるように、地域定着支援に他のサービス利用がある場合とない場合の2区分を創設し、状況に応じた報酬上の評価をしてはどうか。	日本相談支援専門員協会

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域生活支援拠点等）①

No	意見の内容	団体名
1	○地域生活支援拠点等の設置の促進および機能の充実のために、地域生活支援促進事業等による個別給付以外の財政措置により市町村がより主体的になれる促進策を講じてはどうか。	日本相談支援専門員協会
2	○地域生活支援拠点等によるセーフティネットの網目を細くするために、相談および居宅系に加えて通所系事業所が緊急時対応をした場合の評価制度を創設する必要がある。	日本相談支援専門員協会
3	○セーフティネット機能として地域定着支援が更なる活用をされるように、地域定着支援に他のサービス利用がある場合とない場合の2区分を創設し、状況に応じた報酬上の評価をしてはどうか。	日本相談支援専門員協会
4	○地域生活支援拠点等の充実を図るため、地域生活支援拠点等のコーディネーターと連携している事業所を評価する必要がある。	全国地域で暮らそうネットワーク
5	○地域生活における緊急事態へ対応しつつ、入所施設等からの地域生活への移行、親元からの自立を推進するため、拠点へのコーディネーター複数名配置を報酬評価して頂きたい。	全国手をつなぐ育成会連合会
6	○拠点機能の1つである「体験の機会」がGHの体験利用に偏りがちであるため、単身生活の体験（たとえば家事援助の体験利用）や短期入所の体験などにも加算頂きたい。	全国手をつなぐ育成会連合会
7	○拠点については面的整備が大半を占める中で、市区町村がどの事業所を拠点として認定したのか不明瞭なため、加算が算定できていない事例が散見される。市区町村が拠点を整備する主体であることを明確化するためにも、委託契約や決定通知などによる拠点の認定を基本として頂きたい。	全国手をつなぐ育成会連合会
8	○短期入所の空床確保や計画相談を実施等、地域生活支援拠点の機能を障害者支援施設が担うなかで発生している実情に応じた報酬上の評価を検討していただきたい。	全国身体障害者施設協議会
9	○各都道府県等（全国50か所程度）に、市町村や他の地域生活支援拠点等に助言・指導を行う機能を有するとともに「緊急対応・緊急を見据えた平時の対応」及び「地域移行」の二つの役割をしっかりと担うことのできる規範となる地域生活支援拠点等が進むような支援策を求めます。	全国地域生活支援ネットワーク

関係団体ヒアリングにおける主な意見（地域生活支援拠点等） ②

No	意見の内容	団体名
10	○地域生活支援拠点等の充実のため、財源の確保、およびコーディネーターの複数配置（地域移行支援担当、平時・緊急時対応担当）を求める。	全国地域生活支援ネットワーク
11	○地域生活支援拠点としての指定基準・人員基準を新設し、柔軟なサービス提供を可能にしたうえで（面的整備は引き続き加算で対応する）、サービスの質について第三者評価機関の育成と導入を通じて評価する体制の整備を求める。	全国地域生活支援ネットワーク
12	○地域生活支援拠点等のコーディネーターと連携する施設・事業所の報酬上の評価を求める。コーディネーターと連携している「地域移行支援を進めている施設・医療機関」「親亡き後の準備をしている事業者」「地域移行後の重度障害者の支援を行う介護事業者」等が考えられる。	全国地域生活支援ネットワーク
13	○コーディネーターの質の担保のため、国による指導者養成研修、都道府県による養成研修を実施、および、良質な実践を全国展開するための仕組み（アドバイザー派遣等）の推進を求める。	全国地域生活支援ネットワーク
14	○施設等に地域移行コーディネーターを設置することが必要。また多くの病院に地域医療連携室を設けられているので、そういった部署にも地域移行コーディネーターの配置を進めて頂きたい。その際、加算の評価だけでは、地域移行につなげられないと考える。地域移行に特化するためには、人件費を保障して頂きたい。	全国自立生活センター協議会
15	○地域の社会資源との連動を強化するために、地域生活支援拠点の役割を拡大し、入院患者訪問支援のアドボカシー機能を拡充すべき。	全国自立生活センター協議会
16	○地域生活支援拠点等にコーディネーターを複数配置（地域移行支援担当、平時・緊急時対応担当）	DPI日本会議
17	○地域移行コーディネーターの人件費（専門職員として雇用可能に：相談支援の加算程度ではNG）	DPI日本会議
18	○地域生活支援拠点等のコーディネーターと連携する施設・事業所を報酬上評価する。コーディネーターと連携している「地域移行支援を進めている施設・医療機関」「親亡き後の準備をしている事業者」「地域移行後の重度障害者の支援を行う介護事業者」等。	DPI日本会議
19	○コーディネーターの質の担保のため、国による指導者養成研修、都道府県による養成研修を実施。	DPI日本会議